平成２２年（フ）第１４３０８号
神奈川県相模原市緑区大島2632
債務者　住村ひろ子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３１０号
東京都あきる野市平沢東１丁目２－１－202
債務者　渡辺　充洋
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３１５号
東京都世田谷区粕谷４丁目16－１－106
債務者　古川　英樹
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３１８号
東京都板橋区徳丸２丁目30－２
債務者　福室　博美
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３１９号
東京都大田区大森西５丁目30－５－405
債務者　笹原　恵子
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３２３号
東京都足立区伊興４丁目11－22　ゆりコーポA105
債務者　藤巻　　尚
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３２９号
東京都葛飾区亀有１丁目15－27－102
債務者　清水　義秋
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４３３４号
東京都練馬区桜台１丁目18－13　チェリーイン２－D
債務者　鈴木雄一郎
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７３号
静岡県富士宮市西町17番16号　ディアコートB101、前住所静岡県富士宮市星山1007番地の12
債務者　荒木　正成
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１７４号
静岡県富士宮市西町17番16号　ディアコートB101、前住所静岡県富士宮市星山1007番地の12
債務者　荒木タチミ
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第１７５号
静岡県富士市平垣本町５番５号　コーポ新樹205号、前住所静岡県富士市平垣本町１番18号
債務者　荒木　　忍
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月21日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月14日午前10時
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第３３５号
岡山市北区西古松324番地の114、住民票上の住所岡山市北区野田２丁目２番20号　502号
債務者　藤沢　美保
1　決定年月日時　平成22年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月４日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第４１０号
青森市大字大野字若宮150番地35
債務者　菊池　純子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月27日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５６８号
岡山県赤磐市山陽７丁目２番７－106号
債務者　神﨑　公子
1　決定年月日時　平成22年８月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月11日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４２３４号
東京都杉並区成田東３丁目25－12
債務者　佐藤　君子
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１４２４８号
東京都足立区六木３丁目39－５－406
債務者　作本　文夫
1　決定年月日時　平成22年８月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年10月26日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部